

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇検村は鹿児島県の南方 383km、北緯 28 度 17 分、東経 129 度 18 分、奄美大島南部に位置しており、海拔 694m の標高をもつ「湯湾岳」がある。この頂上一帯は、学術上貴重な動植物が群生しており、昭和 49 年 2 月に国有林の一部が国定公園に指定され、平成 29 年 2 月には村内の一部が国立公園に指定された。また、焼内湾は変化に富み、湾沿いに 14 の集落が点在し、良港が多く昔から遠近海漁船の避難港として利用されており、近年はマグロ等の養殖業が盛んに行われている。

村内全域の土地構成は 90%以上が山岳地帯で占められており、北は大和村、東は奄美市住用町、南は瀬戸内町に接し、山は主として島の東西を走る連峰で焼内湾を囲み、河川は急流で流域はほとんど山岳地帯で占められているため可住地は極少であり、その中に小河川が流れている。

宇検村の人口は 1,722 人（平成 27 年国勢調査）で平成 22 年より 210 人減少している。年齢別割合は 15 歳未満が 11.7%、65 歳以上が 37.9%と少子高齢化が進んでいる。

宇検村の産業は、平成 27 年国勢調査によると、第 1 次産業が 181 人（24.3%）、2 次産業が 122 人（16.4%）、3 次産業が 441 人（59.3%）となっており、産業別の現状をみると、本村の農業は、耕地面積が少ないため、収益性の高い農作物の栽培に力を入れている。しかしながら、農業従事者の高齢化や、後継者不足、流通コストの増加等多くの課題を抱えている。林業は、森林面積は宇検村総面積の 91%を占めており、主な産物として、パルプ・チップ用材が主流となっている。水産業は、従事者の減少と高齢化、後継者の不足により漁獲量は減少傾向にある。養殖業については、クロマグロ、クルマエビ等を中心とした養殖が盛んだが、流通コストの増加等により厳しい経営状況にある。商工業は、零細商店が多く、担い手の高齢化や後継者不足、近隣市への大型店の進出等により、年々衰退の傾向にある。このような現状を放置すると、長い歴史を経て形成された村内の産業基盤が失われかねない状況である。

また本村の過疎現象は、昭和 50 年以降やや鈍化の状態にあるが、依然として若年層の流出と新規学卒者の村外就職、進学等で村内にとどまる者はいない状況であり、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき人口減少の緩和や交通通信体系及び各種公共施設や産業基盤の整備を講じてきたが、本村では依然人口減少が続いており、著しい高齢化の進展、雇用機会の不足、生活環境整備の立ち遅れなど解決すべき多くの問題が残されている。

このような現状も鑑み、今後は村過疎地域自立促進計画、奄美群島振興開発計画との整合性を保ちつつ、村内中小企業の生産性を抜本的に向上させることにより、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が引き継ぎたいと思えるよう

な企業にしていこうとする取組を支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、群島内でも有数の設備投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に年1件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇検村の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が宇検村の雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宇検村の産業は、焼内湾を中心に周辺部の集落地、山間地等の広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は宇検村全域とする

(2) 対象業種・事業

宇検村の産業は農林水産業・製造業・サービス業と多岐にわたり、多様な業種が宇検村の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは新商品の開発、自動化の推進、IT業務による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 3) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、村が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。